

福島市農林業振興基金事業選考委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、福島市農林業振興基金の単独事業・国県等補助対象事業・包括的交付金事業提案事業に係る事業を審査し、実施事業を決定するため福島市農林業振興基金事業選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、農政部次長の職にある者をもって充て、副委員長は、農業委員会事務局長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、農業企画課長、農業振興課長、農林整備課長、市場管理課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、選考委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審 査)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

1 農林業振興基金事業提案書に基づき提出された単独事業・国県等補助対象事業・包括的交付金事業の書類について、次の項目を審査・確認する。

- ・目的性、有効性【目的・目標の妥当性】
- ・効率性【事業実施計画の妥当性】
- ・実現性【事業実施体制の妥当性】
- ・事業実施効果性【事業実施効果の妥当性】
- ・発展性【事業発展の妥当性】

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 その他詳細の審査事項は別表1に定める。

(庶 務)

第5条 委員会の庶務は、農政部農業企画課において行う。

(補 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年2月1日から施行する。

別表 1

農林業振興基金選考委員会の単独事業・国県等補助対象事業・包括的交付金事業の提案審査について

1 提案の審査

農業委員会区域協議会より提出のありました提案事業については、福島市農林業振興基金事業選考委員会において審査し、提案事業を決定する。

(1) 審査項目

審査項目	評価内容	配点
目的性、有効性 【目的・目標の妥当性】	・基本方針、重点5分野、10の施策に沿った取組になっているか ・事業の目的・目標が明確になっているか	5
効率性 【事業実施計画の妥当性】	・目標達成のための妥当なスケジュールであるか ・予算計画は妥当なものになっているか ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か	5
実現性 【事業実施体制の妥当性】	・事業を的確に遂行するために必要な実施体制等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか ・特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか ・事業遂行に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有しているか ・当該地の所有者の理解・承諾が得られているか	5
事業実施効果性 【事業実施効果の妥当性】	・事業を実施することにより、受益者や地域により効果があるか ・地域農業が抱える課題解決に向けた効果が期待できるものとなっているか ・次世代に向け持続・成長する農業の実現が期待できるものとなっているか	5
発展性 【事業発展の妥当性】	・他の地域へ波及していくか ・今後の事業継続が必要な場合、手法等が考えられているか ・地域外から営農者を呼び込む内容か、農業後継者の育成が図られる内容か	5

①) 配点基準

- ・ 十分認められる 5点
- ・ 概ね認められる 3点
- ・ 一部認められる 1点
- ・ 認められない 0点

②) 審査基準

- ・ 審査委員の採点を合計し、審査委員数で除したものを評価点とする。
- ・ 評価点に農業委員会区域協議会による優先順位付けで決定した評価点を加点する。
- ・ 評価点の採択基準のボーダーラインは、上記加点分を含め18点とする。
- ・ 審査項目のうち1人でも「0：認められない」がある場合は、その意見を聴取し、必要に応じて、事業に係る条件を付すこととする。
- ・ 提案者との間に利害関係が認められる委員がいた場合は、審査委員長と福島市（農業企画課）で協議の上、その委員は当該提案の採点を行わないものとする。